

議案第45号

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年9月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

上伏古地区生活改善センター	芽室町上伏古10線20番地
---------------	---------------

」を

「

上伏古コミュニティセンター	芽室町上伏古9線18番地2
---------------	---------------

」に

改める。

別表第2中

「

上伏古地区生活改善センター	娯楽室 (35)	160
	会議室 (29)	130
	研修室 (46)	210
	調理室 (31)	140
	相談室 (20)	90
	和室1 (23)	100
	和室2 (16)	70

」を

「

上伏古コミュニティセンター	大集会室 (137)	630
	中集会室 (39)	180
	小集会室 (20)	90
	調理室 (21)	90

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

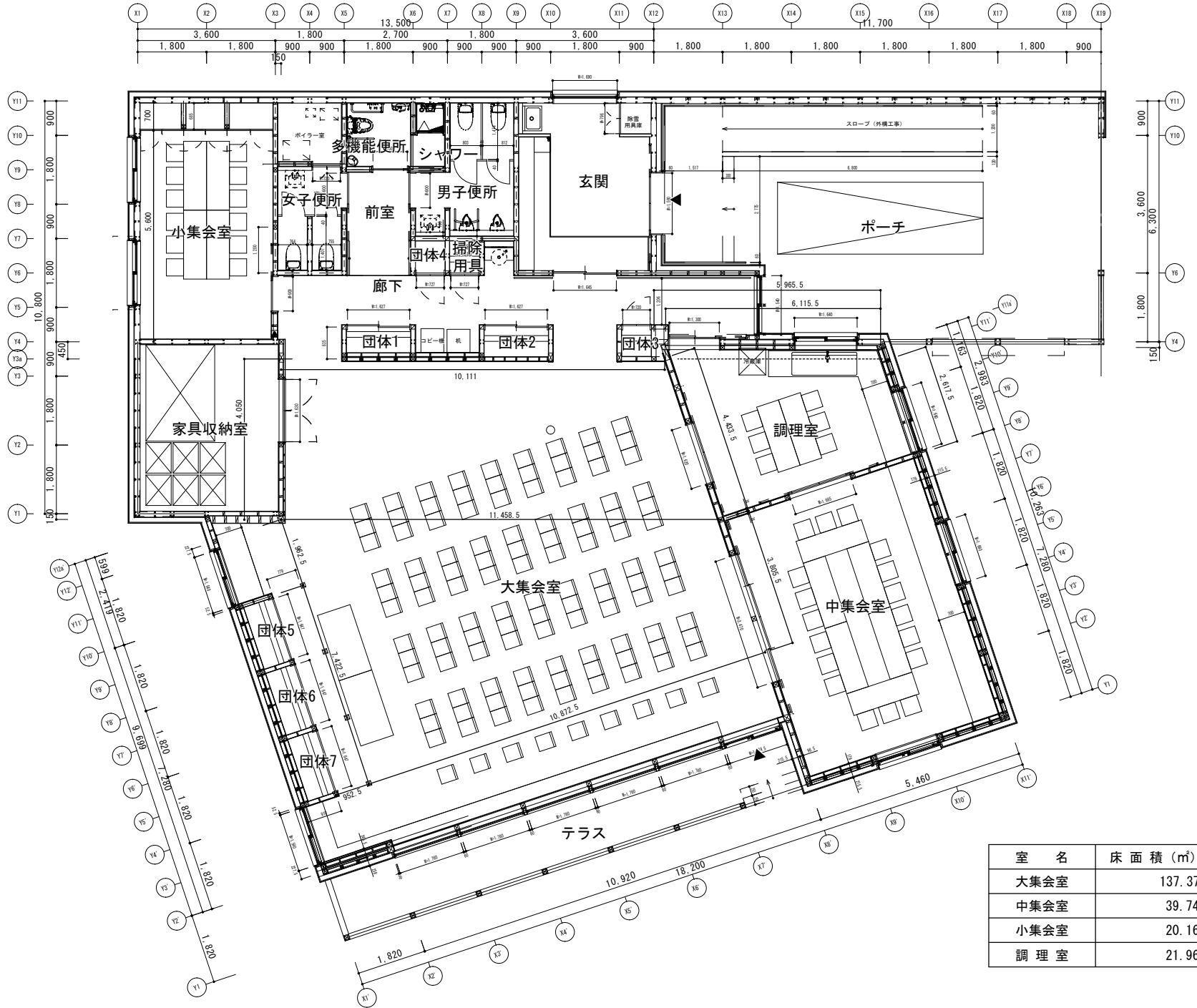
## 説 明

コミュニティセンターの再整備に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置		名称	位置	
—略—	—略—		—略—	—略—	
<u>上伏古コミュニティセンター</u>	<u>芽室町上伏古9線18番地2</u>		<u>上伏古地区生活改善センター</u>	<u>芽室町上伏古10線20番地</u>	
—略—	—略—		—略—	—略—	
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
施設名	室名（m <sup>2</sup> ）	使用料（1時間につき）（円）	施設名	室名（m <sup>2</sup> ）	使用料（1時間につき）（円）
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
<u>上伏古コミュニティセンター</u>	<u>大集会室（137）</u>	<u>630</u>	<u>上伏古地区生活改善センター</u>	<u>娯楽室（35）</u>	<u>160</u>
	<u>中集会室（39）</u>	<u>180</u>		<u>会議室（29）</u>	<u>130</u>
	<u>小集会室（20）</u>	<u>90</u>		<u>研修室（46）</u>	<u>210</u>
	<u>調理室（21）</u>	<u>90</u>		<u>調理室（31）</u>	<u>140</u>

改正案			現 行		
—略—	—略—	—略—		相談室 (20)	90
				和室1 (23)	100
				和室2 (16)	70
			—略—	—略—	—略—
<p align="center"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。</u></p>					



室名	床面積 (㎡)
大集会室	137.37
中集会室	39.74
小集会室	20.16
調理室	21.96